

周囲に迷惑となる

ハト・スズメなど

身近な動物へのエサやり

はやめてください



『京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例』で定められています。

- ・周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼすような動物への餌やりはしてはならない。(第9条第1項)
- ・野良猫などへの餌やりは市で定める基準を遵守し、適切な方法で行う。(第9条第2項)
- ・迷惑な餌やりは勧告・命令の対象(第10条)
- ・命令違反は5万円以下の過料(第14条第1号)